

令和4年3月

令和4年度広報事業 提案依頼書

全国社会保険労務士会連合会
業務部企画・広報課 広報係

本提案書を参照のうえ、ご提案内容を全国社会保険労務士会連合会企画・広報課広報係あてに、令和4年4月21日（木）までに提案資料、見積書のご提出をお願いいたします。（提出先：publicity@shakaihokenroumushi.jp）

1. 背景・目的

- ・日本では、少子高齢化や人口減少が急速に進展しており、現在そして今後も多くの企業にとって、人材の確保・育成・定着が大きな課題となる。これらの対策として、適正な労務管理やハラスメント対策等の職場環境の整備や改善に加え、テレワークや短時間勤務など多様な働き方の制度設計、高齢者の就業拡大、育児や介護等との両立支援、女性活躍推進やワークライフバランスへの対応など労働供給の増加と、働き方改革の推進やDX（デジタルトランスフォーメーション）への取り組みを始めとした業務改善など労働需要の減少、また、それらに対応する人事制度の構築などが挙げられる。これらの取り組みには、士業で唯一、労務管理を専門とし、これらの課題について、確かな法律の知識と豊富な現場経験に基づく実務能力による社労士の支援が必要であると考えられる。
- ・そこで、本広報を通じ、企業に対して、これら今企業が抱えている課題について、私たち社労士にどのような相談をすることができ、どのような方策によって課題の解消をしていけるのかを、より具体的なイメージをもって知っていただく。

2. テーマ

「人を大切にする企業」づくりを支援する社労士

3. ターゲット

中小企業の事業主、労働者など

(後述の社労士制度推進月間事業は主に中小企業の事業主をターゲットとする)

4. 提案依頼内容

以下の項目についてご提案ください。

(1)年間を通じた広報事業（実施時期：令和4年4月以降随時）

年間を通じ、上記テーマに基づき社労士会が活動しているということを広く周知するため、広報動画および特設Webサイトを作成し、また広告を実施する。

(2)社労士制度推進月間事業（実施時期：令和4年10月ごろ）

連合会および都道府県会は毎年10月を「社労士制度推進月間」と題し、この時期に集中して全国で事業主向けセミナー（ウェビナー）や相談会を実施している。

① ウェビナー用システムの提供

セミナーは昨今の新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、ウェビナーとして行う都道府県会も多い。そこで都道府県会におけるウェビナーの開催促進及び利便性向上のため、ウェビナー関係のシステム（申込受付Webページ、ウェビナー用Web会議システム等）を用意し、都道府県会に提供する（図参照）。

② 社労士制度推進月間についての周知広告

③ ウェビナー用資料の作成（参考：別添令和2年度資料）

原稿執筆者は弊会にて手配。

④ アンケートの実施

地域の中小企業・小規模事業者における労務管理の実施状況及び社労士に求められていることを正確に把握するため、ウェビナー参加者へのWebアンケートを実施する。

⑤ ノベルティグッズの作成

社労士制度推進月間を広くアピールするための補助として、ノベルティグッズを作成する。用途としては都道府県会に提供し、都道府県会において関係団体や街頭での無料配布等を行う。ポスターは必須だが、その他は時宜に応じたグッズを作成する。なお、基本的には例年ポケットティッシュなど現物のノベルティグッズの都道府県会からの需要が高いため、現物のノベルティグッズを想定してい

るが、ウェビナーとの親和性を考慮した電子媒体でのノベルティグッズについてご提案いただくことも妨げない。

※令和3年度参考

ノベルティグッズ種類	提供数
ポスター（B2判） ポスター（B3判） ※都道府県会名等の刷り分け箇所有	あわせて2400枚程度
マスク	22,000枚
ポケットティッシュ	100,000個
除菌ウェットティッシュ（150mm×200mm） ※10枚入	26,000個

(3) 「社労士の日」広報事業（実施時期：令和4年12月ごろ）

1968年12月2日に社会保険労務士法が施行されたことにちなんだ「社労士の日（12月2日）」に、上記アンケートの内容から見えてくる各地域の様子をもとに、行政担当者、有識者等多角的な視点で社労士のメリットや今後の社労士に求められることを展望するシンポジウムを実施し、人を大切にする企業づくりの重要性を確認しつつ、その実現に社労士の支援が必要であることを発信する。

- ※1 提案資料には、ご提案の広報を実施した場合どのような効果が狙えるかを併せてご記載ください。
- ※2 実施後、必ず報告書（実施内容・効果測定・考察等）のご提出をお願いいたします。

5. 提案方法

- (1) 提案資料はパワーポイントデータ（またはPDF化したもの）にて作成をお願いいたします。
- (2) ご提案内容の一部のみご依頼することもありますので、それぞれ単発で依頼した場合の金額の提示もお願いいたします。（ご提案数の制限なし）。併せてバック料金ver.の資料もご提出いただきますようお願いいたします。

6. 提案期日

本提案書を参照のうえ、令和4年4月21日（木）までに提案資料・見積書のご提出および広報担当者へのご説明をお願いいたします。（提出先：
publicity@shakaihokenroumushi.jp）

7. 決定方法

連合会で実施する広報委員会において決定いたします。貴社によるプレゼンテーションをお願いする場合がございます。その際は事前にご連絡差し上げます。

8. 作製物の使用に関する権利等

- (1) 作製物のご提案について、基本的に著作権等の使用に関する権利は全て連合会帰属とし、ホームページに使用するイラストや、動画に使用する音声、音楽等を含む素材はすべてロイヤルティフリーのものをご使用ください。
- (2) 都道府県会が2次利用できる仕様としてください。また、個々の社労士も含めて活用できる作製物をご提案いただける場合は、社労士が2次利用できる仕様としてください。

※外部有識者を招聘するシンポジウム等、著作権を連合会に帰属させることが難しいものについては、その旨記載ください。

9. データの納品

現物の作製物をご提案の場合は、現物の納品とともに、デザインのPDFデータ及び連合会が編集可能な媒体（Aiデータ等）も併せて納品いただきますようお願いいたします。

10. 予算（概算）

総額3,500万円程度でご提案ください。

11. その他

連合会から正式に依頼をした場合、作業に入る前に作業スケジュールをご提出ください。

以上